

発 議 書

次の決議案を提出する。

土井正純議員に対する辞職勧告決議

令和2年7月10日

提 出 者

呉市議会議員

渡	辺	一	照
神	田	隆	彦
林	田	浩	秋
谷		惠	介
梶	山	政	孝

呉市議会議長 森 本 茂 樹 様

土井正純議員に対する辞職勧告決議

(理由)

昨年7月の参議院議員広島県選挙区を巡る大規模買収事件では、逮捕された前法務大臣の河井克行氏等から、広島県内の多くの地方議員や首長が違法な現金を受け取るという非常にショッキングな報道が連日なされています。

呉市議会においても土井正純議員が、河井克行氏から直接、参議院議員選挙前に河井案里氏の選挙事務所内において、現金30万円を違法なものと知りながら受け取っていたものである。

平成22年6月に制定された呉市議会の最高規範である「呉市議会基本条例」において、政治倫理に関する規定では、特別に、「呉市議会議員政治倫理条例」が定められ、その第2条に、議員は市民全体の代表者として市政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。また、第3条では、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、その地位を利用して金品の授受をしないことなど、政治倫理基準の遵守を規定しています。

この度の一件に関して、土井正純議員は6月26日の記者会見において、自ら金銭の授受を公に認めており、明らかに「呉市議会基本条例」及び「呉市議会議員政治倫理条例」に違反するものであります。また、当初は、金銭の授受を否定するなど虚偽の発言をし、事実と違う不誠実な態度をとっていたが、名前が公表されると一転して金銭の授受を認めるなど、市民を欺くその言動は到底許されるものではありません。

本件は、広島県政並びに呉市政を揺るがす大規模買収事件であり、土井議員は当時、森本議長を擁する呉市議会最大会派「誠志会」幹事長を務め、また、議会がどうあるべきかを議論する議会運営委員会の委員長という重き職にありました。土井議員の行動は新人議員をはじめ若手議員の模範となるべき立場のベテラン議員の姿ではなく、その責任は重大で、逮捕、起訴こそなされていないとはいえ、このまま議員職にとどまることは、道義的に見ても決して許されることではありません。

また、本件は、マスコミ報道により多くの国民、市民が知るところであり、コンプライアンスが厳しく求められる議会、呉市議会の信用は既に大きく失墜しています、一日も早く市民の信頼を取り戻すためにも、呉市議会として迅速かつ厳正な対処をしなければなりません。

現に、この度の金銭授受を認めた者の中には、自らの責任と意思によって既に潔く辞職、または辞意を表明された者もあり、土井正純議員におかれても、本当に呉市政のためを思い行動されるのであれば、この際、議員を辞職されるべきが妥当と考えます。

呉市議会始まって以来のこの憂慮すべき事態に鑑み、土井正純議員は、市民の議会に対する信頼を著しく傷つけたことを重く受け止め、すみやかにその職を辞すべきであり、よってここに、呉市議会は土井正純議員に対して市議会議員の辞職を強く勧告するものである。